2026.11.6佐賀市財産活用課

質問及び回答一覧

佐賀市役所本庁舎コンビニエンスストア設置運営事業者募集に関し、期日までに質問のあった事項について、下記のとおり回答します。

No.	項目	質疑事項	回答（財産活用課）
1	応募手続	「参加承諾書兼支援誓約書」以外、全ての書式に捺印が必要になっています。直近の行政施設の公募資料は全て捺印不要でしたが、本公募では必要でしょうか？（期限内書類提出に対して影響があります）	捺印欄があるものについては、捺印をお願いします。
2	応募手続	特に質疑「9」「13」についてですが、公募要項通りの条件を認諾出来なければ、申込み自体行わない方がよろしいでしょうか？	本公募への申し込みについては、申込者のご判断で決定していただきますようお願いします。
3	参加資格要件	参加資格要件に関しまして、質問がございます。 コンビニエンスストアの運営経験は無いですが、物品販売の経験はある運営者は公募に参加出来ませんか？	運営事業者の参加資格については、運営事業者募集要項「第３　応募手続等」内「２　参加資格要件」のとおりです。
4	工事区分	工事区分に関しまして、質問がございます。 天井、床、壁の工事については運営者負担との認識でよろしいでしょうか？また、空調は全館空調ですか？売店単独で使用できますか？	天井、床、壁の工事については、ご認識のとおり運営事業者の負担で行ってください。 市役所は全館空調を行っていますが、２４時間３６５日運転ではありません。専用空調を必要とする場合は、別途電源を準備しますので必要に応じて運営事業者でご準備ください。
5	準備工事	【店舗設備・電気容量および工事負担区分について/仕様書4(4) 要項 別紙1・2】店舗設置にあたり、市側で用意されている電気受電設備の引き込み位置および使用可能な最大受電容量（A/KW）をご教示ください。また、設備増設の工事区分および施工上の制限事項についてご教示ください	電気受電設備については、別紙１「工事区分一覧」に記述のとおり電灯50A×1、動力50A×1を内蔵した電力量計盤を佐賀市で準備します。当該電力量計盤以降の電気設備工事については、運営事業者で施工をお願いします。なお、電力量計盤の設置箇所及び電気受電設備の増設については、運営事業者と協議して決定します。
6	準備工事	【給排水設備およびグリストラップの設備について/要項別紙2】店舗予定地（A・Bエリア）における既存給排水管の接続可能位置および管径をご教示ください。また、調理・洗浄に伴うグリトラップ等の設置に関する制限の有無をご教示ください。	給排水設備については、「工事区分一覧」に記述のとおり給水50Aを1箇所、排水50Aを1箇所佐賀市で準備します。給水の不足については運営事業者と協議して変更できますが、排水の不足については契約者で対策を検討してください。 なお、給排水の設置箇所については、運営事業者と協議して決定します。
7	準備工事	【設備設置可能範囲と使用面積範囲の差異について】平面図（別紙2）では「使用面積範囲（93.8㎡）」と「機器設置可能範囲」が示されていますが、Aエリア・Bエリアの境界付近や壁面工事における制限事項の有無をご教示ください	「使用面積範囲」については、本公募で貸し付け対象とする面積です。このうち「機器設置可能範囲」については、柱型等を除く実質的に設備等が設置できる範囲を示しています。

8	使用許可期間	募集要項第２の２項に使用期間は５年の明記がありますが、期間中の事業者側からの解約は可能でしょうか？ また解約可能な場合、ペナルティはございますか？	営業期間は、原則として記述のとおり５年とします。 やむを得ない事情により期間中に運営事業者側から解約の申し出があった場合は、運営事業者と協議することとします。
9	使用許可期間	募集要項第２の２項に使用期間は１回に限り５年の延長が可能とあります。「市が認める場合」とありますが、無条件に５年の延長が可能にはならないでしょうか？	本項目については、運営事業者が不誠実な場合等において市側が契約を解除できることを想定しています。
10	使用料	募集要項第２の７項による使用許可の返還の場合、納付済みの使用料の返還もないのでしょうか？	７項第１号及び第２号の場合については、使用料の返還は行わないものとします。 ７項第３号の場合については、運営事業者と協議するものとします。
11	使用料	使用料の件に関しまして、質問がございます。 売店の売上に対しての販売手数料は発生しないのでしょうか？	本募集において、販売手数料は発生しません。
12	使用料	【水道料金の協議対象となる基準使用量について/要項 第2 3】最低使用料に含まれる水道料金相当額（年額138,000円）について、「想定基準を大きく超える場合は別途協議」とありますが、市が想定している年間の基準水道使用料（㎥等）をご教示ください。	市が想定している基準水道使用量については、20㎥/月、240㎥/年です。
13	その他必要経費	募集要項第２の５の（２）に「電気使用量は事業者実費」とあります。使用料に含む提案は可能でしょうか？ 公募申込み後にそのような協議は可能でしょうか？	電気使用料の支払い方法については、運営事業者と協議することとします。
14	その他必要経費	【準備工事期間中における水光熱費の実費精算について/要項 第2 2(1)】準備工事期間（最大3ヶ月）の使用料は全額減免とされていますが、同期間中に発生する電気料金等の水光熱費の算定および支払方法（実費精算の手続き等）についてご教示ください。	準備工事期間中の光熱水費請求については、運営事業者者と協議して決定します。
15	店舗の運営及び管理	廃棄物の処理に関しまして、質問がございます。 燃えるゴミ、ペットボトル、ビン・缶、段ボール類に関しては、市役所内に捨てる場所があるのでしょうか？運営者が持ち帰るようになるのでしょうか？	廃棄物の集積所については、運営事業者と協議するものとします。 廃棄物の処理については、運営事業者募集要項「第２　使用許可に関する主な条件」第５項第１号のとおり運営事業者で御負担ください。

16	店舗の運営及び管理	開き扉を1ヵ所設置と明記してますが、外から入室可能になるとの認識で宜しいでしょうか？商品の搬入も開き扉から搬入するようになるのでしょうか？	開き扉については、外部から商品を搬入するコンビニ専用の出入口として準備する予定です。 なお、当該開き扉からの来客の出入りは想定していません。
17	店舗の運営及び管理	【停電時の非常用電源供給の可否について/仕様書4(4)】庁舎停電時の対応について「運営事業者の責任及び負担により行う」とありますが、冷蔵・冷凍設備等の維持のため、庁舎内の非常用電源（コンセント等）からバックアップ電源の供給を受けることは可能でしょうか	バックアップ電源の供給は行いません。 非常用電源を必要とされる場合は、佐賀市と協議の上で運営事業者で設置してください。
18	店舗の運営及び管理	【開庁時間外（夜間・休日）営業時のセキュリティ運用について/仕様書4(2)(3)】営業時間の延長（早朝・夜間）や土日祝の営業を提案する場合、開庁時間外における利用客・店舗スタッフの動線管理およびセキュリティ（庁舎解錠・施錠運用）についてどのように取り行なわれるかご教示ください。	開庁時間外における動線管理及びセキュリティについては、運営事業者と協議するものとします。
19	店舗の運営及び管理	【商品搬入・廃棄物搬出に係る運用ルールについて/仕様書5(1)②】納品車両用の専用駐車スペースの確保有無、および搬入用エレベーターの使用制限時間帯など、現時点で想定されている搬入ルート・運用ルールをご教示ください。	納品車両用の専用駐車スペース、及び搬入用エレベータの使用制限は検討していません。 商品搬入及び廃棄物の搬出に係る経路及び時間帯については、運営事業者募集仕様書「５　店舗の運営及び管理」第１号②のとおり運営事業者の決定後協議するものとします。
20	取扱商品等	お酒、たばこの取り扱いについて規制がございませんが、不可でしょうか？ 両方可、酒のみ可、煙草のみ可、両方不可のいずれかかと思いますが、可の場合でも条件によって販売できない場合がありますが、問題ありませんでしょうか？	本公募においてお酒、たばこの取扱いについては、規制をしていません。 公用施設内の店舗として相応しい範囲で取扱いいただく分は問題ありません。
21	取扱商品等	取扱商品に関しまして、質問がございます。 タバコの販売は可能でしょうか？また、ファストフード（揚げ物）やベーカリー（焼きたてパン）の販売は可能でしょうか？	本公募においてたばこの取扱いについては、規制をしていません。 また取り扱う商品については、運営事業者募集仕様書「４　内容」第５号取扱品目の記載の他制限はありません。 公用施設内の店舗として相応しい範囲でご判断ください。
22	取扱商品等	取扱サービスに関しまして、質問がございます。 必須サービスにATM、マルチコピー機とありますが弊社では設置が困難な為、条件から外して頂けると幸いです。	本公募においては、必須サービスを募集条件として取り扱いください。
23	取扱商品等	【酒類・たばこ等の取扱許可について/仕様書4(5)①】禁止品目（成人向け雑誌等）以外の取扱商品について、酒類およびたばこの販売は可能でしょうか。可能な場合、販売免許取得・申請にあたり行政財産使用に関する承諾書等の発行協力は得られますでしょうか。	本公募においてお酒、たばこの取扱いについては、規制をしていません。 公用施設内の店舗として相応しい範囲で取扱いいただく分は問題ありません。 販売免許取得・申請に関する質疑については、詳細が判りませんので必要に応じて運営事業者と協議します。